

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-98 の 2 車両接近通報装置</p> <p>7-98 の 2-1 装備要件</p> <p>電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、車両接近通報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、0km/h を超える速度で走行しているときに常に内燃機関が作動する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 7 関係）</p> <p>7-98 の 2-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 車両接近通報装置は、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、その機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条の 7 関係、細目告示第 145 条の 3 第 1 項関係）</p> <p>① 車両接近通報装置は、走行時において確実に機能するものであること。</p> <p>この場合において、受検車両の停止時の周囲音と発進時の周囲音を比較した際に車両接近通報装置の作動音が確認できるものは、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>② 車両接近通報装置は、当該装置の作動を停止させることのできる機能を有さないものであること。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両接近通報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 145 条の 3 第 2 項関係）</p> <p>7-98 の 2-3 欠番</p> <p>7-98 の 2-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-98 の 2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 51 条の 3 第 1 項関係）</p> <p>① 平成 30 年 3 月 7 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 30 年 3 月 8 日から令和 2 年 10 月 7 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成 30 年 3 月 8 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る機能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 2 年 10 月 7 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 2 年 10 月 7 日以前のもの</p> <p>7-98 の 2-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、車両接近通報装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第 51 条の 3 第 1 項関係）</p> <p>① 平成 30 年 3 月 7 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 30 年 3 月 8 日から令和 2 年 10 月 7 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成 30 年 3 月 8 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、</p>	<p>8-98 の 2 車両接近通報装置</p> <p>8-98 の 2-1 装備要件</p> <p>電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、車両接近通報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、0km/h を超える速度で走行しているときに常に内燃機関が作動する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 7 関係）</p> <p>8-98 の 2-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 車両接近通報装置は、走行時において確実に機能するものであること。</p> <p>この場合において、受検車両の停止時の周囲音と発進時の周囲音を比較した際に車両接近通報装置の作動音が確認できるものは、この基準に適合するものとみなす。（細目告示第 223 条の 3 第 1 項関係）</p> <p>8-98 の 2-3 欠番</p> <p>8-98 の 2-4 適用関係の整理</p> <p>7-98 の 2-4 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る機能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和2年10月7日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和2年10月7日以前のもの</p>	